

令和7年9月

上天草市農業委員会会議録

令和7年9月10日招集

熊本県上天草市農業委員会

令和7年9月10日
午前9時30分開会
上天草市役所書庫棟2階会議室

1. 議事日程

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 開 会 |
| 日程第 | 2 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 | 3 | 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 4 | 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第 | 5 | 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について |
| 日程第 | 6 | 議案第4号 非農地通知交付申請について |
| 日程第 | 7 | 報告第1号 許可不要転用届について |
| 日程第 | 8 | 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び賃貸借契約、
利用権設定合意解約について |

その他

2. 本日の出席委員は次のとおりである。（8名）

会長	松岡 健二郎	職務代理者	蓮田 治住	3番	水野 武晴	4番	磯田 清俊
5番	岩崎 國重	6番	吉本 均	8番	源 義通	10番	濱崎 顯爾

（事務局）

局長	小松野 洋己	主事	徳渕 麻子	主事	睦田 将
----	--------	----	-------	----	------

3. 本日の欠席委員は次のとおりである。（2名）

7番	岩本 俊治	9番	森口 邦雄
----	-------	----	-------

1 開 会

事務局(小松野)

定刻となりました。10番、濱崎委員から少し遅れますと連絡があっておりますので、ただいまから令和7年9月上天草市農業委員会総会を開会いたします。

本日は7名の委員の方が出席となっております。出席委員が過半数を超えていますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき本会が成立することをご報告いたします。

上天草市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が会議の議長となりますので、ご挨拶と議事の進行をよろしくお願いいたします。

2 会長挨拶

議長(松岡)

皆さん、おはようございます。

一同

(おはようございます。)

議長(松岡)

本日は9月の総会となります。想定外の大雨の中、またお忙しい中にご出席いただきまして、ここに開催できることを厚く御礼申し上げます。熊本県においてもここ数週間コロナが流行しており、先月末は森口委員、先日から小幡推進委員が罹患されました。体調がすぐれないときは無理をせず休養を取ることが大切です。委員の皆さんにおかれましても、ご自分でできる感染対策をしっかり行いどうぞ健康に留意されながら業務にあたられますようお願いいたします。

それでは、本日も慎重なご審議のほどよろしくお願いいたします。開会の挨拶に代えさせていただきます。

3 議事録署名委員の指名について

議長(松岡)

はじめに、議事録署名委員の指名を行います。8番、源委員、3番、水野委員、よろしくお願いいたします。

4 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議長(松岡)

それでは、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の承認について。1番

の説明を事務局からお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号1番です。議案は2ページになります。

申請人は松島町の個人です。申請地の物件表示は、松島町今泉字□□△△△△番外1筆、地目は田と畑、面積合計898㎡です。申請場所は図面1ページ①、詳細は2～3ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南の方向、直線距離で約11.1kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、使用貸借権の設定です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用することです。また、通作距離は自宅から50m程度であり、年間150日以上農作業に従事されるということです。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのものであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、米、キュウリ等を栽培予定とのものであり、周辺への営農条件への支障はないと思われます。

なお、当該農地は□□地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該農地は地域計画において耕作者未定であったため、申請者を新たに耕作者として登録するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

8番（源）

議案第1号、1番について、席番8番の源より説明申し上げます。

本件はですね、貸人の親の時代から借人が借受けて耕作をされておりまして、今回スライドを見てもらえばわかるとおり、一か月前の水害で土砂で完全に埋まっております。申請の田んぼのほうです。土砂撤去後に野菜等を作るということです。右側のスライドは畑のほうで、こちらは道路沿いで災害は逃れましたが、現在は草が伸びていますけれども野菜等を栽培するということで、貸人の親の時代から長年継続して耕作しているということですので問題ないと思います。よろしくをお願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、1番の説明が終わりましたけれども、皆さんからご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定

します。

続きまして、2番について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（睦田）

議案第1号、番号2番です。議案は同じく2ページです。

申請人は熊本市の個人です。申請地の物件表示は、松島町教良木字□□△△△△番外3筆、地目は田と畑、面積合計1,500㎡です。申請場所は図面1ページ②、詳細は4～5ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南西の方向、直線距離で約13.2kmの辺りに位置しております。申請人の経営状況は、経営面積はありません。労働力は1、農機具等はありません。権利の種類は、売買による所有権の移転です。

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

全部効率利用要件及び農作業常時従事要件については、書類審査及び聞き取りを行いました。取得後全ての農地を利用するとのこと。また、通作距離は自宅から車で1時間半程度であり、年間150日以上農作業に従事されるとのこと。よってこの要件をクリアしております。また、当該農地は申請人自ら耕作予定とのことであり、転貸禁止要件にも該当しません。地域との調和要件では、茶葉を栽培予定とのことであり、周辺への営農条件への支障はないと思われます。

なお、当該農地は□□地区の地域計画に含まれているため、地域計画の修正が必要です。ただし、当該農地は地域計画において耕作者未定であったため、申請者を新たに耕作者として登録するのみであり、軽微な変更として事後的に承認可能ですので今回の許可への支障となるものではありません。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明ですが代理で私が申し上げます。

ここは空き家バンクで申請されましたが、今回売買により再度の申請であります。畑については、すぐ耕作できると思います。田については、水害で画面のとおりかなり厳しいと思いますが、ほかの農地について何も影響ありませんので、よろしくお願いします。

ただいま、2番の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、2番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請の承認について。1番の説明を事務局からお願いします。

事務局（睦田）

議案第2号、番号1番です。議案は4ページです。

申請人は横浜市の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町維和字□□□□△△△番△、地目は畑、面積1,996㎡です。申請場所は図面1ページ③、詳細は6～7ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、直線距離で約5.1kmの辺りに位置しております。申請内容及び事業計画については、転用目的は農業用通路で、事業資金は、申請者に金銭的負担が生じないため問題ないと思われま

続きまして、許可基準に照らした結果について説明いたします。

農地区分は、おおむね10haの農地が集团的に存在する第1種農地と判断され、かつ農振農用地区域内にある農地です。ただし、農業の振興に資する農業用施設に該当するため、転用は可能となります。また、それについては農用地利用計画の主管課である農林課の承認も得ているため問題ないと思われま

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（浦田）

議案第2号の1番について、推進委員の浦田が説明します。

この件については、先月承認いただきました九州電力の送電線工事の継続案件となります。今回の申請につきましては3t車が入れるように通路を拡張したいという申請であります。問題はないと思われま

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま、1番の説明が終わりましたがけれども、皆さんからのご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、1番につきましては申請どおり承認することに決定します。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議長（松岡）

続きまして、議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）について。事務局より説明をお願いいたします。

事務局（徳淵）

議案第3号、農用地利用集積等促進計画（案）について、議案は6～7ページです。

今回の促進計画は、新規の貸借7件です。本計画における賃貸借の設定等を受ける者は、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うと認められることから農地中間管理機構の推進に関する法律第18条第5項各号に掲げる要件を満たしております。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたけれども、本案について、皆さん方からのご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第3号につきましては原案どおり承認することに決定します。

議案第4号 非農地通知交付申請について

議長（松岡）

続きまして、議案第4号、非農地通知交付申請について。1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局（睦田）

議案第4号、番号1番です。議案は9ページです。

申請人は大矢野町の個人です。申請地の物件表示は、大矢野町上字□□△△△番△外1筆、地目は畑、面積合計708㎡です。申請場所は図面1ページ④、詳細は8～9ページのとおりで、〇〇〇〇〇から西の方向、直線距離で約1.2kmの辺りに位置しております。申請地の現況については、写真のとおりで、雑木が生い茂っており、農地として利用することが困難であると考えられるため非農地化はやむを得ないと思われれます。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

4番（磯田）

議案第4号の1番につきまして、4番の磯田が説明いたします。

一昨日、二宮推進委員と現地を確認してまいりました。画面ではわかりづらい

ですけれども、実際現場に行ってみますと何十年も手つかずの状態でも農地に復元することは難しいと思いました。よろしくご審議お願いします。

議長（松岡）

ありがとうございました。非農地につきましての説明がございましたが、皆さん方からご意見、ご質問はありませんか。

（異議なし の声あり）

議長（松岡）

ご異議ございませんので、議案第４号につきましては申請どおり承認することに決定します。

報告第１号 許可不要転用届の受理について

議長（松岡）

続きまして、報告第１号、許可不要転用届の受理について。１番の説明を事務局よりお願いします。

事務局（睦田）

報告第１号、番号１番です。議案は１０ページになります。

届出人は熊本市の法人です。申請地の物件表示は、松島町阿村字□□△△△番△外１筆、地目は畑です。申請場所は図面１ページ⑤、詳細は１０～１１ページのとおりで、〇〇〇〇〇から南東の方向、直線距離で約８．２kmの辺りに位置しております。届出事由は、苓北火力線電線張替のためです。申請地１，２９６㎡のうち５８６㎡を用地利用することです。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。続きまして、担当委員の説明をお願いします。

推進委員（岩崎）

報告第１号、１番について、推進委員の岩崎が説明します。

９月３日に、松岡会長、事務局の睦田主事と現地確認を行いました。申請地は休耕地でほとんど耕作されていませんでした。今回は九州電力の高圧電線の張替のための資材置場、または管理棟用地としての転用で問題ないと思います。以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま説明が終わりましたが、皆さんからのご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問ありませんので、報告第１号につきましては報告どおりといたします。

報告第2号 利用権設定合意解約について

議長（松岡）

続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による使用貸借及び貸借契約の解約並びに利用権設定の合意解約について。事務局より説明をお願いします。

事務局（徳渕）

報告第2号です。議案は11～14ページです。

まず1点訂正いたします。番号15番の農地合計面積は正しくは2,061㎡です。申し訳ございません。

今回の報告は18件、合計面積4万2,929㎡となっております。利用権設定されていた農地について解約が確認されたもの、農地中間管理機構法で貸借契約を結んだものの解約であり、個別の詳細は議案のとおりです。合意解約通知書が提出されたものと、契約期間満了によるものをまとめました。説明は以上です。

議長（松岡）

ありがとうございました。ただいま報告第2号の説明が終わりましたけれども、皆さんからのご質問はありませんか。

（なし の声あり）

議長（松岡）

ご質問ありませんので、報告第2号につきましては報告どおりといたします。

これをもちまして、本日の総会の議案審議をすべて終了いたします。慎重審議誠にありがとうございました。最後に事務局からの説明がありますので、よろしくをお願いします。

（録音終了）

その他

（最後に翌月の現地調査及び定例総会の日程について説明し閉会）

閉会 午前9時50分

会議の内容に相違なきことを認め、ここに署名する。

令和7年9月10日

上天草市農業委員会 会長

松岡健一郎

上天草市農業委員会 委員

源 義通

上天草市農業委員会 委員

水野武晴